

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会

学生研究発表賞（最優秀賞, 優秀賞, 奨励賞）表彰マニュアル

平成 27 年 11 月 9 日 制定

（総則）

第 1 条 一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）表彰規程第 7 条の定めに基づき、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会における学生研究発表賞（最優秀賞, 優秀賞, 奨励賞）の詳細を定める。

（目的）

第 2 条 本学会の定款 3 条に定める目的の達成を図るために学生研究発表賞（最優秀賞, 優秀賞, 奨励賞）を選定、授与するための手続きを定める。

（表彰の対象となる行為）

第 3 条 研究発表大会での研究発表において顕著な成果を示した学生会員（社会人学生または 29 歳以上除く）を表彰する。

2 以下を本表彰の対象とする。

(1) 学生研究発表賞最優秀賞は、研究発表において、特に顕著な成果を示した学生に授与する。

(2) 学生研究発表賞優秀賞は、研究発表において、顕著な成果を示した学生に授与する。

(3) 学生研究発表賞奨励賞は、研究発表において、今後の発展が期待され奨励に値する成果を示した学生に授与する。

3 顕彰の対象およびその目的、行為が公序良俗に反しないことを事実によって開示できない場合は、これを表彰しない。

（審査組織）

第 4 条 学生研究発表賞（最優秀賞, 優秀賞, 奨励賞）の審査組織には以下を置く。

(1) 本学会の常設委員会たる表彰委員会の委員長は、学生研究発表賞（最優秀賞, 優秀賞, 奨励賞）の審査に関する以下の手続きを含む全ての事務手続きを統括する。

1) 学生研究発表賞の審査指針を作成する。

2) 受賞候補者についての学生研究発表賞選考委員（理事会承認）を選定する。

3) 選考委員からの選定結果に基づき、学会長承認の取得、表彰を行う。

(2) 表彰委員会より選定された選考委員は下記を実施する。

1) 審査指針に基づく受賞対象者の選定および表彰委員会への選定結果報告

（審査指針）

第 5 条 表彰委員会より選定された選考委員は、下記学生研究発表賞審査指針に基づき、対象者の選定、推薦を行う。

【学生研究発表賞審査指針】

・プロジェクト/プログラム/ポートフォリオマネジメントに関連する顕著な研究業績をあげた者（学生会員）。

・研究発表大会において優れた発表を行った者（学生会員）。

(審査および表彰)

第6条 審査は研究発表大会の予稿原稿受領後に開始し、表彰は研究発表大会で行なう。

2 受賞の事実を証す書面は、学会長、表彰委員会委員長の2名の連署により発行する。

(守秘義務)

第7条 学生研究発表賞の審査に係わる者は、当該受審者または受審団体の許可無くその申請の事実、審査の過程で知り得たことを口外してはならない。

附則

1. 平成27年11月9日 初田賢司 表彰委員会委員長 制定